
Quarterly "Urbanization" 2021 vol.4

季刊「都市化」2021 vol.4

ヨーロッパにおける新型コロナ感染対策状況

光多 長温

2022年3月

公益財団法人 都市化研究公室

Research Institute of Urbanization

本レポートは原則として発表時における情報に基づき作成されております。
内容についての問い合わせは、当財団事務局までお願いします。
なお、ページ数の関係で縮小したため、グラフが見えにくくなっておりますが、必要な場合は財団にお問い合わせください。原図をお送りします。

ヨーロッパにおける新型コロナ感染対策状況

2022年3月

光多 長温*

目次	
I. 全体傾向	1
II. 対策の推移	2
III. 規制・罰則・罰金	4
IV. 経済対策	5
V. 検査・ワクチン	5
VI. 医療	6
VI. リーダーシップ及び情報公開	7
VI. 新型コロナ後の新成長戦略	7
VI. わが国への示唆	7
【参考資料】	9

新型コロナ感染症に対しては、わが国を含め各国で様々な対応が実施されているが、その中で、当新型コロナが発生した段階から海外コロナ短信として英独仏現地居住者から、随時、感染状況及び対策について情報をいただき掲載してきた（2022年2月現在、イギリス12回、フランス9回、ドイツ12回、合計33回）。

本論は、これらヨーロッパにおける新型コロナ対策について横断的にまとめて、その国別の特徴を論じたものである。

I. 全体傾向

新型コロナ感染症ウイルスは、2019年12月中国武漢省で発見されて以降、世界各国に伝播していったが、2020年初よりヨーロッパに伝播することとなった。その後、何回かの波（これの計算の仕方は様々である）に分けて感染者の波が起ることとなる。

- (1) 第1波：2020年春から。β（ベータ）株（南アフリカ発）
- (2) 第2波：2020年夏から。α（アルファ）株（イギリス発）、δ（デルタ）株（インド発）
- (3) 第3波：2021年年明けから。δ株が猛威。γ（ガンマ）株（ブラジル発）も発生。
- (4) 第4波：2021年夏から。再びδ株が猛威。
- (5) 第5波：2021年冬から。新たにο（オミクロン）株（発見国は南アフリカ）が伝播、猛威。

* 公益財団法人 都市化研究公室 理事長

ヨーロッパの新型コロナ伝播の特徴としては、先ずイギリスに着陸し、その後フランス、ドイツに伝播していくこと（フランスはイギリスの概ね1ヶ月遅れで感染者数に反映、ドイツはフランスの概ね1ヶ月後に反映するという循環をとっている）、及び感染者数としてはフランスが他の2国に比べて多い（イギリス、ドイツの約2倍）ことが特徴である。

II. 対策の推移

1. 第1・2波期

各国の対策は迅速であった。イギリスでは、2020年3月23日には法的拘束力を伴う（しかし、旧来のロックダウンに比べれば緩やかな）ロックダウン¹を発令、PCRテストの能力強化を実施することとした。なお、その後、2020年11月5日、2021年1月5日にロックダウン措置を取った。また、巨額の緊急支援措置を実施した。ロックダウン法の内容は次の通りである。

- (1) 人々の移動制限 (Movement-Staying Home)
- (2) 集会の制限 (Social Gathering Ban)
- (3) 営業・ビジネスの制限
- (4) その他：①フェイス・カヴァー義務、②陽性反応者とその接触者の自己隔離等、③特定感染国からの入国者の管理マスク等の装着義務

違反者には罰金が課される。「ロックダウン法」の実施については、「民間緊急事態法 (Civil Contingencies Act 2004)」を根拠とせず、公衆衛生・疾病管理を委任しているイギリスの4つの Nations に権限移譲し、それぞれが法令を定める形式を取っている。

フランスにおいては、2020年3月に同じくロックダウンを発令²。しかし、このロックダウンは、自由を国是とするフランスにおいて猛反発を受け、6月に一旦解除され、その後新型コロナが治まらないことから10月に再ロックダウンを実施した。但し、その内容はイギリスに比べるとやや緩く、検査の全面实施（カードの携帯）が中心となる。

ドイツは、2020年末に集会制限、商業施設の営業時間の制限等を内容とする厳格な行動制約を定めた。わが国では到底守られないような詳細な個別制限を規定し、感染者/入院者の数値により制約要件を変更していくやり方となる。一定の基準を超えた場合はロックダウンを実施する（しかも、英仏よりはかなり厳しい内容）。

メルケル首相の強烈なリーダーシップにより中央政府主導で実施。但し、連邦制

¹ ロックダウンの内容は国により異なるが、カミュ作「ペスト」にあるような都市封鎖とは異なる。現代において都市封鎖は現実的に難しいこともある。

² 2009年のH1N1ウイルス対策として立案された措置を改善して適用。

なので各州知事とメルケル首相との協議により決定し、最終的には州単位で実施。各州知事は、それぞれの州単位の内容で実施。ワクチン接種にしても年齢別、病歴別に細かく順番を規定する。

2. 第3・4波期

イギリスでは、ワクチン接種加速政策にシフトし、ロックダウン緩和の動き。2021年4月はロックダウン緩和へのロードマップ作成への動き。ジョンソン首相は、第2次ロックダウン解除後2020年12月以降感染が拡大したとの反省から、当初、ロックダウン解除に対して慎重姿勢でありFreedom Dayを延期。しかし、2021年5月よりロックダウン緩和に大きくシフト。6月には、 δ 株感染者増にも拘わらずワクチン接種の進捗を支えに、2021年7月にはロックダウンの全面解除を決定、ほぼ全ての社会的接触規制を一挙に解除・緩和。しかし、この後、感染者が増加したこともあり、他国に先駆け9月からブースター接種を開始。陽性者と濃厚接触者の隔離ルールも復活。

フランスにおいても、当初のロックダウンに対する反対デモもあり、2021年5月からロックダウン緩和へ。一時沈静化していたが、2021年8月リバウンド⇒ワクチン接種・衛生パスシステムの導入。9月ワクチン接種の衛生パス携帯を義務付け。この衛生パスは、ワクチン完全接種または、72時間以内のPCR・抗原検査陰性、6カ月から11日前までの罹患完治証明である。このパスを持っている人は普通の生活ができるが、逆に持っていない人、すなわち感染している確率の高い人には、様々な制限がかかる。つまり、ロックダウンをしなくても同じ効果を得られるということである。

ドイツは、2021年4月にロックダウン再延長。その後5月にロックダウンの解除。しかし、この後、 δ 株が急増。しかし、一度解除したロックダウンを再度実施することは困難として、ワクチン接種を加速へ。新型コロナをインフルエンザと同じようにすることが目標。FPP2マスクを政府が無償配布、装着推奨。ワクチン接種への反対デモ頻発、しかし余り影響なし。

3. 第5波期

イギリスは δ 株対策として、Plan B規制を実施。イギリスには、ロックダウン解除後に、規制が緩やかなPlan Aとやや規制が厳しいPlan Bがあるが、 δ 株の猛威の前に、2021年12月Plan Bの適応を決定した。例えば、ナイトクラブ入店時のワクチン証明書提示や大半の屋内施設でのマスク着用義務など。また、18歳以上の全成人へのワクチンのブースター接種加速を並行して進めた。他方、経済・社

会活動維持のため隔離ルールの緩和措置がとられている。

フランスマクロン大統領は、衛生パスを中心に据え、ワクチン接種の義務化を主張。これに対する反対デモが過激化傾向。しかし、マクロン大統領は強硬姿勢を崩さず。

ドイツも、一度解除したロックダウンを再度実施することは困難であり、ワクチン接種の加速化及び検査の完全実施へ。また、 \omicron 株感染者の増加から、入院率等の変動に応じたイベント等の制限措置へ。2021年8月から、職場及び交通機関における、3Gルールの実施へ。即ち、病院や介護施設等、レストランの屋内、屋内でのイベントや祝い事、身体的接触を伴う各種サービスの利用、屋内でのスポーツ、宿泊施設への立ち入りは、3G³のみに限定して認められる。

シュルツ政権に交代しての \omicron 株の猛烈な蔓延に対しては、従来の3Gルールから（検査を受けた者の要件を外す）2Gルールとしワクチン接種を加速化しようとしている。また、新たに入院率を重要な基準とすることとしているが δ 株蔓延時ほどの緊迫感はない感じがする。ロックダウンは発動せず、ワクチン接種政策を駆使しながらコロナが将来的に普通のインフルエンザのような状態になっていく方向を目指していると言える。なお、FFP2マスクが効果・効用があるとして推奨されている。⁴

2021年12月シュルツ新政権誕生。メルケル政策の継続を唱えているが今後の方向が注視される。

Ⅲ. 規制・罰則・罰金

3カ国とも、「一度民主的に定めた規則を守らない者は徹底的に罰される」の原則の下、罰則・罰金は大きい。かつ、厳格に徴収。

イギリスは、罰金が特に高い。例えば、「人々の移動および集まりの制限」への罰金は£200であるが、再犯毎に倍増、6回以上は£6,400と巨額。また、ビジネスの制限への罰金は£1,000であるが、2.3回目は倍増、4回目以降は£10,000と巨額である。

フランスにおいては、ロックダウンの違反者に対して、「罰金+罰則+逮捕」の3点セット。但し、思想的に反対派が存在し罰金を払うことを潔しとする人々も存在する。マスク携帯や衛生パス携帯違反者に対して、わが国における交通違反の切符切りの措置。概ね、1件2~3万円程度か。

³ 3Gとは、ワクチン接種者（geimpfte）、感染からの快復者（genesene）またはコロナ検査実施者（getestete：24時間以内に抗原検査又は48時間以内にPCR検査を受けた者をいう。

⁴ FFP2マスクは、FFP(Filtering Face Piece)の略で、粉塵(Staub)やエアゾル(Aerosol)を濾過するための欧州の基準。FFP2は粉塵の94%を除去する。

ドイツにおいては、店舗の営業規制に対してはきめ細かい規制。わが国では到底守られそうもない程、緻密。例えば、私的な集まりについては、「自らの世帯と別の1世帯に属する者による合計で最大5人まで（14歳以下の子供は含まれない）。カップルは1世帯とする」の如く厳密な規定。罰金は厳格に措置⁵。検査手帳が常に必要。

IV. 経済対策

イギリスでは、緊急支援（所得補償、企業の損失補償等）を積極的に実施。フランスにおいては、新型コロナは戦時中との認識の下、「補償＋支援＋再生」の3点セットの支援。倒産と失業防止が中心となる。株になって若干薄くなっているが、固定費負担減等が行われている。ドイツも商店、スポーツ施設等に対し、きめ細かい規制と補助を行っている。

わが国のような「経済とコロナとの両立」「コロナ下で経済を回す」といった言葉はあまり聞かれなく、「先ず、コロナを乗り越える、その後経済を動かす」という考え方が強い。また、わが国のテレワーク推進程ではないが、フランス等ホームオフィス推奨の動きはある。しかし、メインの政策ではない。

V. 検査・ワクチン

検査が生命線で、頻繁・随時かつ無料。検査能力がネックになったことは各国ともない。例えば、ドイツは「学校、保育所、全生徒、職員が1週間につき最低1回の検査を義務付ける。」とする。

当初から現在に至るまで各国ともワクチン接種加速を最大課題とする。イギリスでは、イギリス製薬大手のアストラゼネカとオックスフォード大学が開発したワクチンが先行したが、これは副反応が強い、効かない、EU離脱（ブレクジット）前にEUが多額の補助金を出したにも拘わらず、イギリスが成果を独り占めしていてEU諸国への契約通りの供給を行っていない等の批判が強い。イギリス政府もアストラゼネカの安全性（血栓症発症）について詳細に検証、一定のリスクを認めた。但し、このリスクを超えるはるかに大きなベネフィットがあるとして接種を継続することとした。結局、アストラゼネカは、徐々に下火となる。また、フランス・ドイツではモデルナワクチンも心筋炎、心膜炎リスクが言われており、接種は30歳以下に限定されている。BioNTech/Pfizerはドイツ、ベルギーで生産されており供給面でアドバンテージがあり、BioNTech/Pfizerへのシフトが強い。

⁵日本人3家族10人が庭でバイキングパーティ。300EUR/人（合計約40万円）の罰金。会話する距離の違反も50～250EUR。

その後（2021年初より）BioNTech/Pfizerの製造がドイツで始まり、供給不安は大きく減少した。ワクチン接種のやり方についても異なる。イギリスでは、高齢者等弱者および医療関係者等、優先順位を明示して順次接種、ワクチンの選択は原則不可。フランスは、接種会場に行くと、ファイザーコーナーとモデルナコーナーがあり選択できるが、ドイツは接種対象者を厳密に分けて打つ。勿論無料。また、ドイツではワクチンの効果と副反応について詳細に情報を出している。なお、ワクチン接種を加速化するために、2021年10月以降、コロナ検査を有料化。

各国とも、検査⇒ワクチン接種への大きな流れがあるが、その中で、特に、フランス・ドイツではワクチン接種義務化が政治問題化している。フランスでは、マクロン大統領の接種義務化推進に対して反マクロン派の反発が強く、大統領選を控えて反対派の反対運動が過激化している。また、ドイツでもシュルツ新首相は、連立内閣発足時にワクチン義務化を演説したが、その後動きはやや鈍くなっている。しかし、大きな流れであり秋までにはワクチン接種義務化は実現するものと見られている。

VI. 医療

3ヶ国とも、その医療体制は異なるが医療体制がこのようなパンデミックに対して対応可能な体制にある。イギリスのNHS中心の医療体制、フランスの開業医と公立病院体制も、ややタイトではあるものの医療体制への大きな懸念はない。特に、わが国で新型コロナウイルスの発生期に一部見られたような医師、看護師に対する差別的な見方は全くない、イギリスでは毎週木曜日に医師・看護師に対する感謝デーとして住民が玄関等で拍手キャンペーンを行った。

ドイツの医療及び保険は、隣国イギリス・フランスに比べ、民間医療、民間保険の役割も高く、この面ではアメリカ的な要素も含まれている。その中で、家庭医の設定等、医療・保険に関して困窮することがないような仕組みが取られており、新型コロナウイルスに対しては、特段の問題も起こらず十分な対応が取られている。

フランスも当初は医療関係者に対する偏見があったが、社会的に大きな非難を呼びその後改善された。

VII. リーダーシップ及び情報公開

各国共にスタイルは異なるが、リーダーシップと情報公開はわが国と最も大きく異なる点。ジョンソン首相は常に国民に「演説」⁶。自分も新型コロナウイルス感染、重症

⁶ 毎週、月曜日に国会質疑。

化。マクロン大統領は、低支持率の中で経済優先の雰囲気ではあるが、常に国民に説明、説得。特に、ワクチン接種義務化を説得。メルケルは常に国民に説得、説教。各州首相と常に議論して実施に移してもらおう膨大なエネルギーの中で対策を推進。

VIII. 新型コロナ後の新成長戦略

イギリスにおいては、新型コロナ後の新成長戦略産業として、①ライフサイエンス等の先端的な科学技術産業振興⁷②Green Growth Green Industry⁸によるゼロエミッションの推進といった議論が為されている⁹。

フランスは「先ず生き延びる、経済は戦後復興で挽回」が合言葉で既存企業の存続、支援が中心。その中で、コロナ後の復興計画として、グリーン経済と持続可能で競争力産業が議論されている。

IX. わが国への示唆

これらヨーロッパ各国の新型コロナ対策の文字通り奮闘を見ると、パンデミックにおけるわが国へのいくつかの示唆があると感じる。

第一に、検査の徹底である。各国とも検査は頻繁・随時・無料が原則。極端に言えば検査有効期間も1日とすることもある。検査パスがないと何もできない仕組みになっている。検査は、感染者数を把握するためのみではなく、検査で膨大な情報を得ることができ、その後の対策を打つための大きな資料となる。実証主義の国イギリスでは、検査の情報を分析して有効な対策を打つことができたとする。イギリス居住者の関屋氏は「科学者を動員し、エビデンスに基づく科学的な考察を重視して、国民とのコミュニケーションを重視して対策を講じる。更には、未知の変異株対応策のような未確立の政策課題に対してリスクを取って冒険的ともいえる政策

⁷ 「ライフサイエンス・ビジョン」(2021年11月、ジョンソン首相が発表)。イギリスをライフサイエンス分野のハブにする狙い。(1) ビジョン: 科学および臨床研究のインフラの構築、革新的技術を効果的に普及させるために国営医療サービス(NHS)を活用、企業が製品を国内で製造・商業化できるようビジネス環境整備等を行う。(2) 対象分野: 新規ワクチンの開発・普及・製造、がんワクチンによる治療の実現、呼吸器系疾患・心血管疾患の治療と予防、認知症・メンタルヘルス治療等を行う。(3) 支援策: NHSのリソースの活用、ライフサイエンス分野の研究投資を拡大、民間の資金を含む資金を動員する。

⁸ 4-2 グリーン・グロース(Green Growth)戦略の推進: コロナ危機によって経済・産業・地域経済が受けたダメージから回復・復興し、将来の経済基盤を強化するため、地域毎にグリーン・インダストリーを振興し、地域社会の再構築を目指す政策。特に、イギリスは、2021年11月にCOP26を議長国として開催する予定のため、ジョンソン首相は、2020年11月18日、「グリーン産業革命を推進する10項目プラン」を発表し、気候変動対策と雇用創出を同時に実現する計画。更に、これと連動し、11月25日「国家インフラ戦略」を策定し、地域格差是正・成長底上げ・ゼロエミッションを同時に達成する野心的プランを発表。

⁹ イギリスは、第二次大戦中にも戦後の国の将来を議論し、1947年「都市・農村計画法」が制定され戦後の都市・農村の復興整備を推進した歴史を持つ。

を実施するには、ワクチン接種とテストの充実が両輪となる。」わが国の検査不足（この理由は検査薬の不足とも言われるが未だに詳細不詳）は様々な面でハンディを負ったとも言える。

第二に、政府の政策の国民への真摯な説明と情報公開である。各国ともそれぞれのスタイルで、国民に向き合い、語りかけ、説得する、しかもこれを日常的にかつ延々とやる。国民もこれで納得してリーダーについていこうとなる。この時、必要なのは完全な情報公開である。カミュの「ペスト」でも同じ光景が描かれている。

ワクチンの在庫、副反応、接種方法等、完全な情報の公開が必要である。メルケルがしばしば「これは私の失敗である。国民に謝罪する」と言い、ジョンソンも「これは私のミスだ」としばしば述べた。未経験のパンデミックであり、**Try & Error**である、何もしないよりは様々な試みをやってうまくいかなかったときにはこれを率直に認める姿勢が国民の信頼を得るとも言える。

第三に、ロックダウン及び国民個人への罰則・罰金についてである。ロックダウンの形態も各国様々である。ロックダウンは都市封鎖と訳されるが、現実には「外出禁止（Stay at Home）」である。それぞれの国で受け入れ可能な形を考えるしかない。わが国はロックダウンの歴史を持たず、かつ地形的・都市構造面からも無理であり、現実には完全に個人への外出禁止を強制することは無理である。

ヨーロッパのロックダウンを見ると、一定の反対はあっても強行する、しかし、外出禁止といったものはせいぜい半年が限度である。また、一度緩めると再ロックダウンはかなり厳しい。

また、個人への罰則・罰金はわが国では到底無理であろう。ドイツのようなきめ細かな罰則・罰金はわが国では現実的ではない。やはりトップのリーダーシップ及び社会の連帯が前提となろう。

第四に、ワクチン接種である。ヨーロッパ諸国はワクチン接種（しかもこれの義務化）に大きく舵を切っている。「ワクチンの有効性・安全性の検証とブースター接種」である。わが国でワクチン接種がなかなか進まないのはなぜであろうか。供給不安が原因であろうか。いつでもどこでも無料でワクチン接種をうたい文句にすることが必要となる。

第五に、わが国はヨーロッパ諸国に比べて、対策が緩いにもかかわらずなぜ感染者が少ないのであろうか。やはり人種的なものがあるのか、それともマスクの装着、ハグ習慣がないことであらうか。これは今後検証されるべきことであらう。

（以上）

【参考資料】





